

# 公 告

このたび、県営土地改良事業を施行するため、土地改良法第87条の3第2項の規定に基づく農地中間管理機構の同意取得並びに同法第87条の3第6項の規定に基づく津和野町長との協議及び土地改良施設の管理者からの意見聴取を行うことし、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この土地改良事業の計画の概要に対して意見のある者は、同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和8年2月19日までに島根県知事に意見書を提出されたい。

また、本事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第87条の3第7項において準用する同法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨を告示した日から、本事業の工事の完了につき同法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、同法第91条の2第6項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

令和8年1月30日

島根県知事 丸 山 達 也



記

1 地区名及び事業名

部栄・鳥井地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

2 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画の概要

3 縦覧の期間

令和8年1月30日から令和8年2月19日まで

4 縦覧の場所

津和野町役場

5 意見書の掲出方法

(1) 提出方法

当該地区名、事業名及び意見を記載した書面（様式自由）とする。

(2) 提出先

島根県農林水産部農村整備課

# 土地改良事業計画概要書

部栄・鳥井地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

## 第1章 目的

部栄・鳥井地区は県最西端、津和野町の北西部標高 200m 程度の山間に位置し、一級河川高津川水系津和野川によって形成された沖積、谷底地形に展開する農地で水稻を中心とした営農が行われている。

昭和 50 年代から平成 18 年にかけてほ場整備がなされ、地区内の農事組合法人への農地集積が比較的進んでいるものの、事業区域内は全体的に 10~20a 程度の小区画の水田が広がり、耕作道路も狭幅であることから、大型機械導入による農作業の省力化及び農事組合法人への農地集積を阻んでいる。また、津和野川に設置した頭首工からの用水路が開水路で導水延長も長いため、維持管理に多大な労力を要している状況である。

このため、今回の整備で、区画の大規模化等による農作業の効率化や用排水施設等の維持管理に係る負担軽減を図るとともに、農地の集積を進め、効率的で安定した持続性のある農業経営を目指すものである。

担い手については、農事組合法人が全農地を集積することに併せて、高収益作物（白ネギ、タマネギ）の作付拡大を図ることとしている。

## 第2章 地域の所在及び現況

### 【地域の所在】

島根県鹿足郡津和野町部栄、高峯

### 【現況】

#### ・受益地の用途別面積表

単位 : ha

	水田	畠	樹園地	小計	道水路	その他	合計
現況	25.9	0.9	—	26.8	1.6	—	28.4
計画	25.8	0.4	—	26.2	2.2	—	28.4

#### ・地形

一級河川高津川水系津和野川沿いの沖積・谷底地形に展開する営農地帯であり、標高は約 200m、平均傾斜は 1/214 である。

#### ・土質及び土壤

強グライ土壤粘土還元型(D32)、グライ土壤粘土型(E42)、灰褐色土壤壤土型(G62)、黄褐色土壤粘土型(I82)

・気象

年平均気温 14.3°C 年降水量 1,908mm

・水利状況

津和野川に設けた頭首工から取水し、用水路（開水路）に導水しているが、導水延長が長いため、維持管理に労力を要している。

・営農状況

水稻を基幹作物とし農事組合法人へ比較的農地集積は進んでいるが、10a～20a程度の小区画が多く、また、狭幅な耕作道路により大型機械による農作業の省力化が阻まれている。

・地域環境の概況

当地区の周辺は、田畠や河川、森林など自然環境に恵まれた地域である。

### 第3章 基本計画

(1) 事業量

工 種	数 量
区画整理	
整 地 工	25.5ha
用 水 路 工	3,163m
排 水 路 工	1,138m
道 路 工	1,089m
暗渠排水工	8.8ha
農業用用排水施設整備	
用 水 路 工	2,069m
生産基盤附帯整備	
鳥獣害防止施設	12,090m

(2) 環境との調和への配慮

工事中の土砂、濁水の流出を防止するため、沈砂池等を設ける。また、動植物について、生息地の環境変化を極力避ける計画にするなど、環境配慮に努める。

### 第4章 管理の要領

用 水 路：津和野町土地改良区

排 水 路：津和野町土地改良区

道 路：津和野町土地改良区

暗渠排水：受益者

## 鳥獣害防止施設：津和野町土地改良区

### 第5章 換地計画の要領

別添のとおり

### 第6章 費用の概算

区分	事業費(円)
本工事費	830,000,000
地方事務費	40,000,000
合計	870,000,000

### 第7章 事業の効果

項目	効果額等
効果(便益)額	作物生産効果 33,636 千円
	営農経費節減効果 32,845 千円
	維持管理費節減効果 △1,259 千円
	耕作放棄防止効果 134 千円
	国産農産物安定供給効果 6,330 千円
	合計 71,686 千円
総費用総便益比	1.65
総所得償還率	—
増加所得償還率	—
総費用(現在価値化)	761,796 千円

### 第8章 他事業との関係

該当なし

### 第9章 計画概要図

別添のとおり

### 第10章 その他

本事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下法）第87条の3 第7項において準用する法第87条第5項の規定による本事業の計画を定めた旨を公告した日から、本事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号のいづれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

# 換地計画の要領

## 1. 換地計画樹立の必要性

分散している農地の集団化を行い、農業経営の合理化及び拡大を図るため、換地計画の樹立が必要である。

## 2. 換地計画樹立の基本方針

### (1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。

ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

### (2) 農用地集団化の方法

区分 換地区	地帯別・グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置選択	1戸当たり目標団地数	区画・畔の取り扱い
全換地区	地目別、作物別集団化	各農家の農地は、出来るだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1団地から2団地を目標とする  各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める		(固定畔)  ア 换地は、原則として標準区画を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。 イ 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割する。 ウ 分割後の区画は道路に必ず接するように配慮する。

### (3) 非農用地の換地方針

区分 換地区名	用 途	非農用地区域の位置の概要	面 積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他
全換地区		該当なし				

### (4) 清算の方法

清算方式 : 増価額比例地積清算方式 評価方式 : 標準地比準方式

## 3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

(ha)

区分 工区	用 途	機能交換に係わる土地				一般国公有地	合 計
		国有地	県有地	市町村有地	計		
市尾工区	道 路			0.1	0.1		0.1
	水 路			0.6	0.6		0.6
	小 計			0.7	0.7		0.7
横瀬工区	道 路			0.1	0.1		0.1
	水 路			0.3	0.3		0.3
	小 計			0.4	0.4		0.4
鳥井工区	道 路			—	—		—
	水 路			0.1	0.1		0.1
	小 計			0.1	0.1		0.1
合計	道 路			0.2	0.2		0.2
	水 路			1.0	1.0		1.0
	小 計			1.2	1.2		1.2

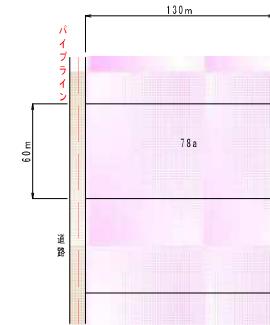
## 4. 換地処分の時期に関する特則

換地区の全部について区画整理工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項により準用する第54条第2項本文規定ただし書きに基づき、換地処分を行うことができる。

計画一般平面図

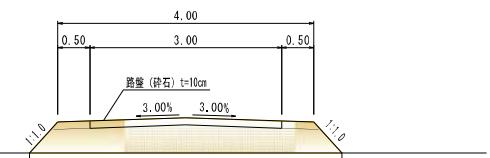


標準区画割図

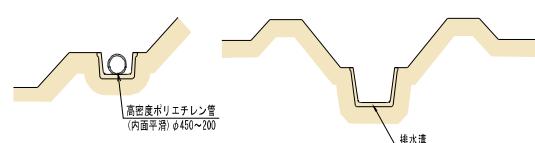


標準構造図

支線道路



用水路



排水路

